

普通預金（BANK 支店専用）

（2019年7月16日現在適用中）

以下の表中、BANK 支店とは、旧インターネット支店を示します。

※2019年7月16日よりインターネット支店はBANK 支店に名称変更しました。

1. 商品名	○普通預金（BANK 支店専用）
2. ご利用いただける方	○日本国内居住の当行 BANK 支店に口座開設済の個人のお客さま
3. 預入期間	○定めはありません。
4. 預入方法 （1）預入方法  （2）預入金額 （3）預入単位	○随時お預入れいただけます。 ※インターネットバンキングによる振込、振替または提携 A T M をご利用ください。原則として有人店舗（窓口）での預入はできません。 ○1円以上 ○1円単位
5. 払戻方法	○随時払戻しいたします。 ※インターネットバンキングによる振込、振替または提携 A T M をご利用ください。原則として有人店舗（窓口）での払戻しはできません。
6. 利息 （1）適用利率  （2）利払頻度 （3）計算方法	○毎日の普通預金（BANK 支店専用）の利率を適用します。（変動金利） ※適用利率については、当行ホームページでご確認ください。 ○毎年2月と8月の当行所定の日にお支払いします。 ○毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算をします。
7. 手数料	○キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、当行所定の手数料またはオンライン提携金融機関の定める手数料がかかることがあります。また、お振込には、当行所定の手数料がかかります。
8. 付加できる特約事項	○ありません。
9. 中途解約時のお取扱い	—
10. 税金	○利息の20%（国税15%、地方税5%）が源泉徴収されます。なお、2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお支払いする利息は、復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）が源泉徴収されます。 ○マル優のお取扱いはできません。
11. 重要事項等 （預金保険を含む）	○この預金は、預金保険の対象となります。預金保険で保護される範囲は、他の預金保険対象預金等（決済用預金を除く）と合算して預金者お1人あたり元本1,000万円までとその利息の合計額となります。 ○この預金は、当行が元本を保証しておりますが、万が一、当行の信用状況が大きく悪化し、預金保険事故が発生した場合等には、預金保険で保護される部分を除き、お客さまに損失が発生する可能性があります。
12. 当行が契約している指定紛争解決機関	○一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
13. その他参考となる事項	○通帳・証書等は発行いたしません。なお、当行所定の期間内における残高と入出金明細をインターネットバンキングを利用してご確認ください。  ○BANK 支店に開設した普通預金口座を解約する場合には、BANK 支店における全ての取引および口座解約が必要となります。